

金融審議会 会合資料

2004 年 10 月 27 日

エーオン アフィニティー ジャパン株式会社

事業概要

1. 設立日

1982年5月24日

2. 資本金

19,325万円

3. 業務内容

(1) 共済事業の設立コンサルティング

- ・組織及び規約等の検討
- ・共済制度の設計（保障内容、保障料率など、約款案など）
- ・事務運用フローの検討、構築
- ・各種印刷物の提案
- ・事業収支予測など（再共済の要否に関する提案を含む。）

(2) 共済事業の運営コンサルティング

- ・事故発生率、損害率などに関する調査提案
- ・法税務的な取扱に関する相談受付
- ・その他運営全般に関する相談受付など

(3) 共済事業の事務受託

- ・契約管理事務
- ・掛金の集金代行事務
- ・事故受付対応事務
- ・準備金の計算事務

4. 顧客共済事業者

現在、約120団体との間で共済事業に関する取引がある。

5. コンサルティングの指針と実施内容

(1) 法令の遵守

コンプライアンスの専門部署を設け、複数の弁護士と顧問契約を締結

(2) 共済契約者の安全性の確保

- ・適正な料率を算出するために、アクチュアリーを雇用
- ・必要に応じて提携先の会計士による会計監査を提供
- ・AONグループによる再共済の提供

(3) 共済契約者の利便性の確保

- ・事故センター・事務センターの拡充
- ・新しい保障制度開発へのチャレンジ

ある生命共済の実例

1. 共済会の概要

(1) 設立年月日 平成2年1月26日

(2) 共済実施団体の形態 任意団体

(3) 会員資格

株式会社A(著名な経営コンサルティング会社)ならびにそのコンサルティング先または取引先の企業もしくは団体であって、常時使用する従業員の数が1,000人以下のもの
上記の企業または団体の役員、従業員もしくはそれらの家族

企業・団体が会員となる場合と従業員・家族などの個人が会員となる場合の双方がある。

(4) 参加企業数 約500社

(5) 加入口数 約5,000口

(6) 募集形態 企業間の口コミ(専門の募集員はいない)

2. 共済会を立ち上げるに至った経緯

大企業は、企業あるいは企業グループ単位の自社の保障制度を持ち、安価な掛金で従業員やその家族に対する保障を提供している。取引先の多くが中小規模の企業であることを踏まえ、中小規模の企業も大企業と同じような福利厚生を享受し、人材の確保と定着をはかれるような体制を整えるため共済会を設立するに至った。

3. 主な取扱保障制度の内容

(1) ビジネス共済

保障

A. 保障内容 : 事故(死亡・後遺障害・入院・通院)、病気(死亡・入院)、火災見舞金

B. 保障期間(共済期間) : 発効日より1年間

C. 保障限度額 : 事故(死亡・後遺障害1級)の場合は1,200万円

D. 月掛金 : 2,000円

E. 自動更新の有無 : あり

保障

A. 保障内容 : 事故(死亡・後遺障害・入院・通院)、病気(死亡・入院)、火災見舞金

B. 保障期間(共済期間) : 発効日より1年間

C. 保障限度額 : 事故(死亡・後遺障害1級)の場合1,800万円

D. 月掛金 : 3,000円

E. 自動更新の有無 : あり

保障

- A. 保障内容 : 事故 (死亡・後遺障害・入院・通院)、病気 (死亡・入院)、火災見舞金
- B. 保障期間 (共済期間) : 発効日より 1 年間
- C. 保障限度額 : 事故 (死亡・後遺障害 1 級) の場合 600 万円
- D. 月掛金 : 1,200 円
- E. 自動更新の有無 : あり

直近の年間掛金総額 : 125,018,500 円 (全保障制度合計、2003 年 1 月 ~ 12 月)

4 . 共済掛金の運用方法、責任準備金、再共済の状況

共済掛金の運用方法 : 殆どが預貯金 (株式が 140 万円あり)

責任準備金等 : 未経過掛金 1,454,708 円
未処分剰余金 88,783,201 円
(現預金 113,608,990 円)

再共済の状況 : 死亡・高度障害について 90% 出再

5 . 情報開示の状況

年 2 回総代会、理事会を定期的に行い、財務状況を開示している。

6 . その他

剰余金で複数のリゾート会員権を購入し、会員に利用させている。

ある火災（家財）共済の実例

1. 共済会の概要

設立年月日	平成 13 年 10 月 31 日
募集開始年月日	平成 13 年 12 月 1 日
共済実施団体の形態	任意団体
会員資格	本会の会員としての適格を有する者は、以下の第（１）号から第（４）号までの全ての条件を充たす個人、または、第（１）号、第（２）号および第（４）号の条件を充たす法人とする。 （１）本会の事業地区（東京・埼玉・神奈川）、または本会が特に承認したその近隣地域に住所を有すること （２）Ｂ社が管理、仲介または販売する物件に居住または当該物件を使用していること （３）「Ｃクラブ」()の会員であること （４）本会の目的に賛同し本会の事業に主体的に参加する意思を有すること ()Ｃクラブとは、Ｂ社が共済事業開始前から、顧客向けに実施しているサービス提供メニューの名称である。サービス内容は、２４時間緊急メンテナンスサービス（水まわり／鍵）・医療相談・引越し割引・会報誌発行等であり、年会費 3,600 円を徴収している。
契約者数	約 6,500 契約 平成 16 年 3 月末時点
募集形態	不動産仲介時・物件管理請負時

2. 共済会を立ち上げるに至った経緯

当会では、共済事業ならではの「保障」を開発し、Ｂ社が管理・仲介する物件に入居する入居者様に対して、多くのメリットをもたらしています。「安価な掛金」「より良い保障」「ドアロック交換費用保障」など、損害保険会社を利用していた時と比較して、よりお客様の視点に立った保障を提供しています。ドアロック交換費用保障については、損害保険会社では、「鍵の盗難・紛失」が支払事由になりますが、当会では、「盗難に遭われた場合」に、既存のドアロックを交換する費用を一部負担しております。昨今増加する盗難事件のニーズにいち早く対応できたのも、「共済事業」ならではのことで

また、当会では、他にないオーナー様向けの原状回復費用を開発いたしました。これにより、オーナー様の負担増につながり、また入居者様との間でトラブルの原因となりやすい原状回復費用を、月々わずかな掛金によって、共済会で保障するシステムを構築いたしました。その他にも、賃貸住宅における戸室内の設備の保障など、オーナー様・入居者様双方にご満足いただける制度を構築し、提供しています。

3. 主な取扱保障制度の内容

保障内容	家財保障 火災・風雪災害・漏水等による被害にあった場合、損害にあった家財と同程度のものを新たに購入・修復するために必要な標準的な額（再調達価額）に基づき保障 借家人賠償責任保障
------	--

	<p>失火や爆発事故を起こした結果、借戸室に損害を与えてしまい、家主さんに対する法律上の損害賠償責任が生じた場合に保障</p> <p>個人賠償責任保障</p> <p>日常生活において、被共済者ご本人やご家族が他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が生じた場合に保障</p> <p>修理費用保障</p> <p>火災、落雷、風災等により借用住宅に損害が発生し、賃貸借契約等に基づき自己の費用で修理した場合に保障</p> <p>オーナー保障（住宅設備保障）</p> <p>正常な使用状態において対象設備に故障または破損が発生した場合に保障</p> <p>オーナー保障（原状回復費用保障）</p> <p>退去の際、対象部位に関して、補修、修理、塗り替え、交換等を行った場合に保障</p>																														
共済掛金/保障限度額	<p>家財保障</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>非木質系 シングル</th> <th>非木質系 ファミリー</th> <th>木質系 シングル</th> <th>木質系 ファミリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家財保障</td> <td>600万円</td> <td>1,200万円</td> <td>200万円</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>借家人賠償責任保障</td> <td>1,500万円</td> <td>2,000万円</td> <td>1,500万円</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>個人賠償責任保障</td> <td>1,000万円</td> <td>1,500万円</td> <td>1,000万円</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>修理費用保障</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>共済掛金（2年間）</td> <td>19,000円</td> <td>25,000円</td> <td>19,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>オーナー保障</p> <p>掛金（設備・原状回復共通）：設定家賃の1%（月額） 保障限度額（設備保障）：120,000円（エアコンの場合） （原状回復費用保障）：修繕に要した費用実費</p>		非木質系 シングル	非木質系 ファミリー	木質系 シングル	木質系 ファミリー	家財保障	600万円	1,200万円	200万円	350万円	借家人賠償責任保障	1,500万円	2,000万円	1,500万円	2,000万円	個人賠償責任保障	1,000万円	1,500万円	1,000万円	1,500万円	修理費用保障	100万円	100万円	100万円	100万円	共済掛金（2年間）	19,000円	25,000円	19,000円	25,000円
	非木質系 シングル	非木質系 ファミリー	木質系 シングル	木質系 ファミリー																											
家財保障	600万円	1,200万円	200万円	350万円																											
借家人賠償責任保障	1,500万円	2,000万円	1,500万円	2,000万円																											
個人賠償責任保障	1,000万円	1,500万円	1,000万円	1,500万円																											
修理費用保障	100万円	100万円	100万円	100万円																											
共済掛金（2年間）	19,000円	25,000円	19,000円	25,000円																											
保障期間	2年間（賃貸借契約期間と同じに設定）																														
自動更新の有無	無し 賃貸借契約の更新時には再度加入して頂きます。																														
年間共済掛金収入	約7,600万円（平成15年度）																														

4. 共済掛金の運用方法、責任準備金、再共済の情報

運用方法	普通預金のみ
責任準備金	責任準備金：約5,300万円 / 支払備金：約20万円
再共済の情報	優良格付の再保険会社に90%を出再

5. 情報開示の状況

当会では、設立時から決算報告書・定款・規約類を共済会事務局にて備え置いております。また、閲覧希望者にも対応できるよう、専任の事務局員を配置しています。

共済による保険の制度補完の実例

1. 保険では行なっていないと思われる保障等を共済で実施している実例

万が一弊社が認識していない保険商品により下記の内容が実施されていた場合には、ご容赦ください。

事例	特殊性
美容整形に関して医師等が負担する賠償責任を保障する共済	一般的に、医師賠償責任保険では美容整形は対象外となっている。
国家資格制度のない民間手技療法（カイロプラクティックなど）の施術に関する賠償責任共済	国家資格のない民間手技療法施術の賠償責任に関する保険商品は存在しない。
事業者間のオークション売買に係わる未回収債権保障のための共済	オークション参加企業が限定される特殊分野での特殊な条件に基づく保障
介護奉仕を相互に提供する市民団体において、会員が傷病により入院して介護奉仕を受けた場合に、その費用を賄うための保障が組み込まれた共済	団体で実施している介護奉仕制度に適合するように制度設計されている。
社員向け福利厚生プラン（総合保障型）に慶弔見舞金（結婚・出産等の祝金や親族死亡弔慰金・家財災害見舞金等）を付帯した制度	企業の福利厚生共済を一本化するために、総合保障と慶弔見舞金をセットにしている点が特殊である。
理美容事業者団体で実施されている、理美容師（従業員）の福利厚生プラン、理美容業経営者向けの休業補償、理美容賠償責任保障等の共済	当該団体が理美容業に必要と考える保障内容で設計されている点が特殊である。
短期在留外国人向けに滞在中の治療費用等を保障。日本滞在中の健康保険的機能を果たす。	保険には短期で来日する外国人を予定した商品がない（人道的な立場から日本人向けの海外旅行保険を転用して対応する例はある。）ため、これを実現した。
入居者向け家財保障に、水周りの補修や鍵空け等の緊急サポートサービスを付帯した共済	日常的なトラブルに必要なサービスをセットしている点が特殊である。
家財保障と家賃滞納保証委託を組み合わせた共済	通常は住宅を賃借する場合には、家財を保障する保険加入申込と家賃等の滞納時の保証を保証機関に委託する申込を別個にする必要があるが、これを組み合わせた点が特殊である。
賃貸オーナー向けの、賃貸物件リフォーム費用保障共済	リフォーム費用を対象とする保険はないと思われるが、安定した事業経営に必要であるため需要が存在する。
賃貸オーナー向けの、賃借人退去時の原状回復費用保障共済	原状回復費用を対象とする保険はないと思われるが、安定した事業経営に必要であるため需要が存在する。

賃貸オーナー向けの、空室発生による損害を填補する共済	空室発生リスクを保障対象とする保険はないと思われるが、安定した事業経営に必要であるため需要が存在する。
住宅設備の品質保証、災害発生時の家賃保障、及び入居者死亡（自殺他殺の場合）見舞金をセットにした共済	賃貸事業経営に必要な保障をセットにした点が特殊である。
カーエレクトロニクス用品の盗難・故障の保障をセットにした共済	最近では、同様の保険商品も出現したとの情報もあるが、共済が先駆けである。
ペットのための医療保障とかみつき賠償責任保障をセットにした共済	保険商品の存在しない分野である。
葬儀費用を賄うことを主たる目的とした少額の生命共済。葬儀社との提携により、遺族が望めば、提携葬儀社にて葬儀を実施し、共済金をその代金に充てることも可。	最近では同様の保険商品が出現したとの情報もあるが、共済が先駆けである。
NPO の会員向けの保障で、NPO 活動中の傷害入院に限り共済金額が倍額になる共済	N P O 活動中の保障を厚くしている点が特殊である。

2. 共済により保険よりも安く保障を提供していると思われる実例

「保障内容が安い・高い」というのは、保障内容の詳細まで比較しないと正確には判断できません。また「保険よりも安い」というためには、全ての保険商品との厳密な比較が必要になります。したがって、下記の例は、弊社が安いのではないかと感じている例にすぎず、厳密に保険よりも安いことを断言するものではありません。

(A 共済)

- (1) 保障内容：傷害及び疾病による入院
- (2) 加入年齢：15 歳～69 歳
- (3) 保障額：入院日額 10,000 円
- (4) 掛金額：下記表のとおり
- (5) 安いと思われる理由：募集人を使用しないため事務経費が安く済むから。

年齢帯	15-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳
月掛金額	2,000 円	2,830 円	3,660 円	4,500 円

(B 共済)

- (1) 保障内容： 傷害及び疾病による死亡、後遺障害、入院、通院、手術費用、家財災害見舞金
- (2) 加入年齢： 15 歳 ~ 65 歳
- (3) 保障額： 下記表のとおり
- (4) 掛金額： 月額 2,000 円
- (5) 安いと思われる理由： 理美容師に対象を限定しているため加入予想年齢帯が低い。また同業団体内の募集なので募集コストも安く済むから。

保障内容		適用条件	保障額
死亡	傷害		1,000 万円
	病気		500 万円
障害	傷害		(最高)1,000 万円
	病気(重度)		500 万円
入院	傷害	1 日-180 日(最高)	(日額) 8,000 円
	病気	FC 5 日-180 日(最高)	(日額) 4,000 円
通院	傷害	1 日-90 日(最高)	(日額) 2,500 円
手術費用給付金		手術の種類に応じて	入院日額の 10 倍 ~ 40 倍
家財災害見舞金		10 万円以上の損害	10 万円

FC・5 日以上入院した場合、入院初日から 180 日を最高として保障

(C 共済)

- (1) 保障内容： 傷害及び疾病による死亡、傷害後遺障害、傷害治療費用、疾病治療費用、賠償責任、救援者費用
- (2) 加入年齢： 制限なし
- (3) 保障額： 下記表のとおり
- (4) 掛金額： 18,500 円 (2 年間)
- (5) 安いと思われる理由： 海外からの留学生向けの保障であり加入予想年齢帯が低い。また、語学学校単位での全員加入を予定しており、リスクが均一であり、募集コストも安く済むから。

保障内容	保障額
傷害死亡共済金	300 万円
疾病死亡共済金	300 万円
傷害後遺障害共済金	最高 300 万円
傷害治療費用共済金	1 事故あたり 最高 55 万円
疾病治療費用共済金	1 事故あたり 最高 53 万円
賠償責任共済金	最高 500 万円
救援者費用	1 事故あたり 30 万円

以上

2004年10月25日

金融庁総務企画局企画課保険企画室内
金融審議会事務局 御中

エーオン アフィニティー ジャパン株式会社

『「無認可共済」への対応に係る論点整理』に対する当社の見解

1. 当社の共済コンサルティング・事務受託事業について

当社は、1982年より、根拠法のない共済()の設立・運営に関するコンサルティング・事務受託を事業として実施してきた。現在の、根拠法のない共済のクライアント数は、約120団体を数える。また、当社の主なコンサルティング・事務受託の領域は、(1)共済団体の設立、(2)保障制度の構築、(3)共済契約の管理、(4)共済事故の調査、(5)その他運営全般に関するアドバイスなどである。

()「無認可共済」にはネガティブな響きがあるので、当社では「根拠法のない共済」あるいは「任意共済」と呼んでいる。

2. 基本的な考え方

(1) 根拠法のない共済の有用性

大資本を持たず、また多大な準備期間を費やさなくても、リスクを抱える者達が、自らの手で保障制度を実施することができる。

オーダーメイドの、真に必要な保障制度を作り上げることが可能である。また、そのような保障制度の必要性が社会的に認識されると、新たな保険・その他の保障制度の開発につながっていく可能性がある(1)。

保険会社が経営上の理由等で実施しない、保険商品として存在しない保障を実施することが可能である。

保険よりも比較的廉価な保障制度を作り出すことができる場合がある(2)。

団体構成員と保障加入者が一致する場合には、団体が保障加入者に対して事故発生防止を呼び掛ける声が比較的伝わりやすく、事故防止につながると共に、その結果保障事業に剰余金が発生すれば、掛金の割戻・構成員に対するサービスの拡充などの方法で、構成員に還元することが可能である。

(1) そのような例としては、家電や自動車用機器などの延長保証、葬儀費用保障のための少額保障制度などが挙げられるのではないかと。

(2) その理由は、団体内での契約募集であれば保険において比較的大きな比重を占める募集経費が節約できること、特定の集団においては一般社会よりも損害率が良好な場合があることなどである。

(2) 法規制の必要性

上記のような、根拠法のない共済の有用性を最大限に発揮するためには、基本的には、法規制は

ない方が良いと考えられる。しかし、他方で、全く法規制がない場合には、悪質な事業者が出現し消費者を食い物にする危険性も皆無ではないことから、最低限の法規制はやむを得ない。また、根拠法のない共済の事業者の中にも、保障事業の実施に当たって目安となる基準がある方がやりやすい、あるいはそのような基準に従うことにより社会の信頼を得やすい、という意見がある。

(3) 法規制の程度

仮に法規制を行なうとした場合の法規制の程度であるが、保険会社に対する法規制を基準とした場合に、これよりも緩やかな法規制であるべきだと考える。

仮に共済事業を許認可制にし、保障制度や掛金額についても保険会社並みの審査が要求されるとした場合には、根拠法のない共済の有用性である「リスク保有者自らによる保障制度の実施」を事実上不可能にしてしまう。また、保障制度を実施に移すために多大な費用を要する結果、廉価な保障制度を提供することも難しくなる。

尚、『無認可共済』への対応に係る論点整理(以下、「論点整理」という。)の2の(1)では、「一定の規制があれば、行政当局に対してはその監督下にある事業者の破綻の防止に努めるべきとの期待をもつ契約者がいる」という見解が示されているが、そのような見解は過度な行政による民間事業への介入を招き、消費者の判断能力の衰退や行政コストの増大を招く懸念がある。むしろ、根拠法のない共済は、保険に比べて行政による監督の程度が緩く、保険よりもリスクが高いことを明確にすることを条件として事業を実施させる方が理に適っており、また消費者の選択肢を増やすことにもなる。

(4) 緩やかな規制が適用される範囲

保険会社よりも緩やかな規制が適用される範囲については、「論点整理」の2の(2)で述べられているように、(A)(B)のアプローチを組み合わせることで制度設計をすることに賛成する。具体的には、以下のように考える。

契約の相手方が不特定(1)な場合は、保険会社と同様の規制を受ける。

契約の相手方が特定な場合であって、以下のいずれかに該当する場合は、規制の適用を受けない。

(ア) 共済契約期間が短期間であり、かつ、共済金額が一定額以下の共済

(イ) 事業者が事業リスクを填補するために実施する共済(2)

契約の相手方が特定な場合であって、上記のいずれにも該当しない場合に、緩やかな規制が適用される。

(1) 特定・不特定の区別は、「論点整理」の2の(2)の(A)に掲げられているようなファクターを組み合わせることで判断することに異存はないが、杓子定規ではなく社会実態・社会ニーズを踏まえた現実的な判断がなされることを望む。

(2) 事業者は共済のリスクを自ら判断する能力があり、またそうすべきであると考えられるので、規制対象から除外すべきである。

3. 規制の具体的な内容について

(1) 参入規制等

事業開始要件

届出受理に条件等を付さない単純届出制が妥当と考える。理由は、(ア)事業の開始自体を制限する法規制は、保守的に運営された場合に、結局根拠法のない共済を否定してしまう可能性があること、(イ)契約者の保護は事業実施方法を規制することにより達成しうること、(ウ)根拠法のない共済の有用性である「費用・時間をかけずに自らに必要な保障制度を作り出す」という点を損わないため、などである。

仮に、事業開始に条件を付するような届出制（登録制）を実施する場合には、上記の弊害を回避するために、その条件は、例えば定款や事業規約などの必要な規則を備えることといった形式的・客観的なものに留めるべきであり、実質的判断を要するようなものにすべきではないと考える。

法人格の取得

法人格の取得が直ちに契約者の保護に結びつくとは思われない（むしろ運営方法が重要である。）ので、法人格の取得を強制することには反対する。

但し、法人登記により団体の存在・代表者などが明確になることにより社会的信用が得やすくなり、また団体の財産管理も容易になるというメリットがあるので、法人格取得を希望する団体にはその取得を認めるべきである。その場合に問題となるのが、現在、共済事業を実施するのに適した法人制度がない（ ）という点であり、今後、共済事業に適した法人制度の創設と、共済事業を支障なく行なうための税制の整備が必要と考える。

（ ）法人の目的からして最も適しているのは中間法人のはずであるが、中間法人で共済事業を実施する場合、以下の問題点がある。

- (ア) 中間法人の意思決定機関は社員総会であるが、中規模以上の共済（例えば会員数2000名位）では、社員総会を開催するのが、物理的にも財政的にも困難である。協同組合や相互会社のように、総代制度が必要である（尚、共済契約者が必ずしも中間法人の社員となる必要が無いとの前提に立てば、この問題は解決される。）。
- (イ) 中間法人は営利法人と同様の課税があり、また、保険会社等のような準備金額を損金に算入する制度がないため、準備金の積み立てに支障を来すおそれがある。
- (ウ) 共済事業のメリットの一つとして剰余金を会員に還元できる点があるが、中間法人では会員に剰余金の割戻ができない。

(2) 行政当局による商品の個別審査

根拠法のない共済で実施されることの多い、単純な掛捨て型の保障に関しては、商品審査は必要ないと考える。理由は、根拠法のない共済の有用性である「費用・時間をかけずに自らに必要な保障制度を作り出す」という点を損なう可能性が高いこと、単純な掛捨て型の保障についてはアクチュアリーなどの専門家が制度設計に関与していれば行政当局による個別審査の必要性は乏しいと考えられることなどである。

これに対して、終身・養老型の共済（これが「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年六月二十三日法律第九十五号）」に違反しないと仮定した場合）は、行政当局による商品審査が必要であると考えられる。

(3) 責任準備金の積立等

責任準備金等の準備金の積み立ては、保障事業の中核をなすものであり、もとより必要である。また、保障制度の設計や責任準備金の算出に関するアクチュアリー等の専門家の関与も必要であると考えられる。ただ、現在、アクチュアリーは多くは保険会社に雇用されているため、今後共済に関与することのできる独立系のアクチュアリーやアクチュアリーサービスを提供することのできる専門機関の養成が必要となる。

また、準備金の積立に関して重要なのは、これを可能にする税制である。仮に共済に法人化を義務付け、あるいは現行の権利能力のない社団に関する税制が変更され、その結果として共済事業が法人税の課税対象となった場合には、準備金相当額の損金算入が認められる税制改定が必要であると考えられる。

(4) 兼業規制、資産運用規制

他業との区分経理

区分経理は原則として必要であると考えられる。但し、共済事業に支障の出るおそれのない支出規模の小さい事業については、区分経理は不要ではないか。

資産運用

保険に比べて流動性・安全性の高い運用に限定されるという考え方には賛成する。営利目的を有しない共済ではリスクの高い運用をする必要性がないし、通常高度な運用をするためのノウハウや人員を有しないからである。但し、今後物価の上昇などの経済情勢の変化も予想されるところ、共済に加入している契約者の利益を守ることを考えると、運用方法を預貯金や国債だけに限定するのは望ましくなく、信託銀行などの専門機関を介在させることや、資産の一定割合に限定することなどを条件として、一定の範囲でより収益の見込める運用も認めることが望ましいと考える。

供託

単純な掛捨て型の共済の場合には、長期間分の掛金を前払いするような特殊な例を除いては、掛金が収入されてからそれが保障期間に充当されるまで間が無いため、掛金収入の不正利用防止策として供託を用いることは理に合わないと考えられる。

(5) 情報開示

業務・財務の状況説明書類の事務所への備置

契約者保護の観点から、また契約者が共済に出資している場合には出資者に対する報告義務を果たすという観点から、業務・財務状況の契約者に対する説明が必要となる。その場合に、事務所に説明書類を備え置くことは最低限必要であると考えられる。

外部監査

開示される書類の適正性確保のために、一定規模以上の団体に対しては、外部監査を義務付けることには賛成する。但し、監査のコストが非営利事業である共済の財務を圧迫することは好ましくないため、例えば共済専門の公益的な監査機関を設置するなどして比較的廉価な監査制度が用意されることが条件である。

(6) 募集規制

虚偽表記禁止等の募集規制

当然に必要なことであるが、「不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年五月十五日法律第百三十四号）」、「不正競争防止法（平成五年五月十九日法律第四十七号）」、「特定商取引に関する法律（昭和五十一年六月四日法律第五十七号）」、「消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）」、「金融商品の販売等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第一百一号）」等の一般的な取引規制法令ないしは消費者保護法令によって、その目的は達成されると考える。

募集人登録

共済加入者と直接、接することになる募集人について、一定の資質・教育が必要であることはそのとおりである。したがって、募集人登録制度に基本的には賛成する。但し、根拠法のない共済の特殊性から、以下のような点に留意すべきであると考ええる。

- (ア) 加入対象・募集人の範囲がいずれも極めて限定的で、保障内容も単純で種類が少な場合（そのようなケースは少なくないと予想される。）には、募集人登録制度が妥当しないケースもありうる。
- (イ) 根拠法のない共済は、保障内容が各団体で大きく異なることが予想されるので、保障内容に関する知識よりは、消費者保護の観点から必要とされる法令遵守などに重点を置いたカリキュラムの修了を義務付けることなどが考えられる。

(7) 検査・監督

行政当局の検査・監督

上記（3）から（6）までの運用上の諸規制の実効性を確保するために、行政当局による何らかの検査・監督は必要であると考ええる。

但し、根拠法のない共済の有用性を阻害しないように、事業者の自由な運営を基本とし、消費者保護などの観点から必要と認められる最低限の検査・監督に留めるべきであると考ええる。

ソルベンシーマージン基準に基づく早期是正措置

比較的規模が小さく、また保険会社のような積極的な資産運用を基本的に行わない共済事業では、ソルベンシーマージン基準に基づく早期是正措置は、必要ないばかりかその適合性に疑問があると考ええる。

(8) セーフティーネット

上記（3）から（6）までの運用上の諸規制を実施するのであれば、セーフティーネットは必要ないと考ええる。また、共済は保障内容が様々であり、事業者の性格・規模も多様であることから、それらを網羅するようなセーフティーネットを設けることは、技術的に困難であると考えられる。但し、万一の破綻の場合には、契約者の自己責任となることから、上記（5）で述べた情報開示を徹底することと、契約時において、「セーフティーネットがない旨」を契約者に十分理解させることが必要である。

(9) 移行の円滑化のための措置

以下の事項が必要と考える。

契約者・事業者双方のために十分な移行期間が必要である。

法人化を条件とするのであれば、法人制度の整備が必要である。

準備金制度を機能させるための税制の改定が必要である。

保障制度設計等にアクチュアリー関与を義務付けるのであれば、共済事業者が利用できる独立系のアクチュアリーや専門機関を育成することが必要である。

外部監査を義務付けるのであればコストのかからない監査制度を準備する必要がある。

以上